

## 役員等に対する報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人オリックス宮内財団の定款第15条及び第31条の規定に基づき、理事、監事及び評議員に対する報酬等について必要な事項を定めることも目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第25条第1項に定める理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第12条に基づき置かれる者をいい、前号の役員と併せて役員等という。
- (3) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益および退職手当をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費をいう。

### (報酬の支給)

第3条 役員等は、無報酬とする。ただし、理事の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 前項の報酬は、別表「年間報酬額」に定める金額の範囲内で、代表理事が評議員会の承認を得て、決めるものとする。
- 3 報酬は、毎月20日に振込により支給する。ただし、税金など法令に定めがある場合については、報酬の一部を控除する。
- 4 前項の規定にかかわらず、支給日が休日のときは、その前営業日に繰り上げ支給する。
- 5 他団体から役員として受入れた場合、報酬額を業務協力費として団体に支払う。別途「出向契約書」を締結する。

### (費用)

第4条 役員等がその職務の遂行に当たって負担した経費については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(公表)

第5条 この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として、公表するものとする。

(規程の変更)

第6条 この規程の変更は、評議員会の決議によるものとする。

附則

この規程は、本財団が公益認定を受け移行登記をした日から施行する。

2015年11月9日より本改定版を施行する。

2018年 1月1日より本改定版を施行する。

(別表) 一人あたり役員の年間報酬額 2,000万円

この(別表)は、本財団が公益認定を受け移行登記をした日から施行する。

2015年11月9日より本改定版を施行する。

2018年 1月1日より本改定版を施行する。